

# TC-web Σ利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（サービスの概要、適用範囲等）

1. TC-web Σ（以下、「本サービス」といい、第2条に定義します）は、株式会社トヨタユーゼック（以下「TUC」といいます）及び株式会社シーエーエー（以下「CAA」といいます）の子会社である株式会社シグマネットワークス（以下「Σ」といいます）が共同して提供するWebサービスです。本サービスの運営に関する業務は、Σが行います。
2. 本サービス規約（以下「本規約」といいます）は、以下の事業者（以下「会員」といいます）に適用されます。
  - (1) TUCが運営のトヨタ・オート・オークション（以下「TAA」といいます）との会員契約が締結され（以下「TAA会員」といいます）、「本サービス」（次条の定義に従います）の契約（以下「本契約」といいます）を締結し、Σが運営する本サービスの利用規約に同意した会員。
  - (2) Σと「本サービス」（次条の定義に従います）の本契約を締結し、Σが運営する本サービスの利用規約に同意した会員。

### 第2条（基本用語の定義）

本規約において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 本サービス：TUCおよびΣが共同して提供し、Σが運営に関する業務を行うwebサイトによる中古車取引およびこれに付随するサービスの総称をいいます。
- (2) 当社：本サービスの利用にあたり、会員が本契約を締結した相手方をいい、TUCまたはΣを意味します。
- (3) 提携会場：中古車取引のサービスを提供している主体であって、TUC、CAAをはじめ、Σと業務提携契約の関係にあるものをいいます。
- (4) 業務提携先：本サービスの運営にあたり、TAA、CAAならびに提携会場を含むΣと業務提携契約の関係にあるものをいいます。
- (5) 入会済会場：個々の会員を基準として、当該会員が、別途、中古車取引に関する契約を締結して会員となっているTAA、CAAならびに提携会場のことをいいます。
- (6) 未入会会場：個々の会員を基準として、当該会員との間で中古車取引に関する契約関係にはないTAA、CAAならびに提携会場のことをいいます。
- (7) AA車両取引：TAA、CAAならびに提携会場の出品車両を、本サービスを通じて落札する場合をいいます。
- (8) 直接落札：個々の会員が、本サービスを利用して、入会済会場の中古車取引における出品車両を落札する場合をいいます。但し、入会済会場の会員であることを本サービスへ申請し登録が完了していること。
- (9) 代行落札：個々の会員が、本サービスを利用して、未入会会場の中古車取引における出品車両を落札する場合をいいます。

(10) スtockワンプライス取引：会員の保有する在庫車両を、本サービスに掲載し、その掲載車両を落札する場合をいいます。

(11) リパーツダイレクト取引：株式会社JARAが運営する「リパーツダイレクト」の機能を利用し、パーツを購入する場合をいいます。

### 第3条（規約）

1. Σは、本規約のほか、本サービスの運営に必要な規約（以下、本規約と総称して「本規約等」といいます）を別途定めます。
2. Σは、本規約等の改定を必要と認めた場合は、随時任意にこれを改定することができるものとし、この場合、改定した内容を本サービスに関するwebサイト上において開示します。改定後の本規約等については、その適用開始日以降の取引に適用されるものとし、それより前の取引については従前の例によります。
3. 業務提携先の出品車両を落札する場合は、業務提携先の規約を適用します。

### 第4条（登録データに関する権利）

1. 本サービスに関するwebサイトで使用および表示される商標、サービスマーク、およびロゴマーク等（Σが第三者の使用許諾を得て掲載しているものを含む）は、著作権法、各種条約およびその他の法律により著作権、商標権等の知的所有権として保護されます。
2. 本サービスの出品車両情報その他のデータについては、基礎になった情報が会員から提供されたものであっても、その知的所有権、使用权その他一切の権利は、Σまたは業務提携先に専属的に帰属するものとし、会員はこれに同意します。
3. 会員が、Σから事前に書面による許可を得ることなく、登録データを複写し、転載し、またはその他の方法により利用することは許されません。

### 第5条（秘密の保持）

会員は、本サービスの利用に伴い知り得た技術上・営業上の機密情報、個人情報、またはプライバシーに属する情報について、一般顧客を含む第三者に対し開示または漏洩してはならないものとします。

### 第6条（会員情報の取扱い）

1. Σは、本契約等に基づいて知り得た会員の氏名・商号、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレス、取引履歴その他の情報について、本契約の目的を達成するため、業務提携先および業務委託先等の第三者に提供することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。
2. 前項の情報のうち個人情報については、Σが別に定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾します。

### 第7条（運営上の免責）

1. 本サービスの運営に伴い、次に定める事由によって損害が生じた場合は、Σはその損害を賠償する責任を負いません。
  - (1) 通信回線、通信機器、コンピュータ等システムの障害。
  - (2) 通信環境、電波障害等により生じた伝達遅延。
  - (3) 保守・維持・管理等の必要上、Σの判断により、サービスを中断または停止したとき。

- (4) 車両輸送中の事故・損傷など。
  - (5) その他、Σの責に帰すことのできない事由。
2. Σの帰責事由により会員に損害が生じた場合、事由の如何にかかわらず、Σが会員に対して負担する損害賠償の範囲は、損害発生の原因となった取引における手数料の金額を上限とします。
  3. 本条第1項において、Σが免責される場合、TUCと本契約を締結している会員は、TUCに対しても何ら責任を追及することはできません。

#### **第8条（本サービスの中断および停止）**

1. Σは、以下の各号に該当する事由により本サービスの一部または全部を、Σの判断により一時中断および停止できるものとします。
  - ①定期的または緊急にコンピュータシステムの保守、点検もしくは更新を行う場合。
  - ②天変地異等によりサービスの提供が困難な場合。
  - ③インターネットを通じた不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等によりサービスの提供が困難な場合。
  - ④Σの業務提携先でシステム障害が発生し、本サービスの提供が困難な場合。
  - ⑤その他、Σが本サービスの提供が困難であると判断した場合。
2. Σは、前項により本サービスを一時中断および停止する場合、事前に本サービスに関するwebサイト上にその旨を掲示して通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

#### **第9条（紛争の処理）**

本契約等に関して紛争が生じた場合、Σが、公平・中立を旨として、会員、業務提携先等の利害を調整するように努めるものとします。調整がつかない場合、紛争当事者は、Σの裁定に従うものとします。

#### **第10条（管轄合意）**

本契約等に伴う紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的な管轄裁判所とします。

## **第2章 会員登録**

#### **第11条（会員登録に関する申込み）**

本サービスの利用にかかる申込みを行う場合には、本サービスの仕組み、本サービスの内容および本規約等を理解し承諾した上、Σが定める手続に従って申込みものとします。

#### **第12条（契約の成立）**

前条による申込みがなされ、当社が審査により適格と判断した場合において、当社の承諾の意思表示が申込者に到達したときをもって、本契約が成立するものとします。なお、TUCの承諾の意思表示は、Σが代行して行います。

#### **第13条（入会資格）**

1. 本サービスの会員となりうるものは、下記の条件を満たし、かつ当社が入会を認めたものとします。

- (1) 所轄の公安委員会から中古自動車取扱古物商許可（行商の申請がされているもの）を取得し現に1年以上にわたりこれを保有していること。
  - (2) 当社の指定するTAA、CAAならびに提携会場の会員であり、かつTAA、CAAならびに提携会場が本サービスへの入会を承認していること。
  - (3) 当社が定めた必要書類を提出すること。
  - (4) webサイトへの接続環境を有し、電子メールアドレスを保有するなど電子メールを受信することができる環境を有していること。
  - (5) 当社が定める入会金を納めること。
  - (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、およびその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）でないこと。
  - (7) 代表者、役員、従業員または実質的に支配する者が反社会的勢力でないこと。
  - (8) 反社会的勢力と取引または密接な関係がないこと。
2. 前項によらず当社が別途入会条件を定めた場合は、その条件を満たしていること。

#### **第14条（登録期間）**

会員の登録期間は、登録の日から1年とします。

#### **第15条（契約の更新）**

登録期間満了の1ヶ月前までに、当事者双方のいずれからも書面による特段の意思表示がない場合には、本契約は期間を1年として自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

#### **第16条（登録内容の変更に関する届出）**

会員は、所在地・住所、商号、代表者、電話番号、電子メールアドレス、その他当社への届出事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から14日以内に、当社が定める方式に従って変更内容を届出なければならないものとし、届出がない場合は、Σは、当該会員を取引制限に付すことができるものとし、

#### **第17条（会員番号、個人識別番号、パスワード）**

1. Σは、会員に対し、会員番号、代表者の個人識別番号（以下、「ID」といいます）および代表者のパスワードを発行します。
2. 会員は、会員番号・ID・パスワードを使用してログインすることにより、本サービスを利用することができます。
3. 会員は、会員番号・ID・パスワードの管理について一切の責任を負うものとし、
4. 会員は、会員番号・ID・パスワードを厳正に管理し、これらの使用による取引の結果については、端末の紛失、貸与、またその他理由において、それが第三者の使用による場合であっても、自己使用の場合と同様の責任を負うものとし、
5. 会員が、会員番号・ID・パスワードを第三者に漏洩した場合は、これによって生ずる一切の紛争についての責任を負わなければならないものとし、

#### **第18条（任意退会）**

会員は、退会を希望する場合には、当社に対し1ヶ月前までに書面により予告しなければならない

いものとし、当社がこの書面を受理した時点ではじめて本契約が解除されるものとし、但し、会員が当社に対して債務を負担している場合、その精算ないし手続が終了するまで本契約を解除することはできません。なお、既に支払済みの手数料は返戻されません。

### 第19条（強制退会）

会員が次に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社は、事前告知を要せず本契約を解除し、会員を強制退会させることができるものとし、この場合、当社の会員に対する損害賠償請求を妨げません。

- (1) 本契約に基づく債務の支払いを1回でも怠ったとき。
- (2) 入会書類の申請事項において、虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) Σの業務提携先から強制退会の処分を受けたとき、または同等の処分とΣが判断したとき
- (4) 自らまたは第三者を介して本サービスのデータを流用したとき。
- (5) 当社に対する債権を他に譲渡し、担保に提供し、またはこの債権について他より差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- (6) 監督官庁により営業の取消または停止等の処分を受けたとき。
- (7) 差押え・仮差押え・仮処分の申立てを受けたとき、または破産・会社更生手続・民事再生手続等の法的整理手続の申立てがなされたとき。
- (8) 手形・小切手の不渡り、または銀行取引停止処分を受けたとき。
- (9) 営業譲渡・変更・解散、または合併を決議したとき。
- (10) 連絡が1ヶ月以上不可能となったとき。
- (11) 本規約に定める入会資格（第13条）を満たさなくなったとき。
- (12) 本規約等または業務提携先の定める諸規約・諸規定等について重大な違反があったとき。
- (13) 刑法その他の法令に違反し、市民社会の秩序安全に脅威を与えたとき。
- (14) 自らまたは第三者を利用して、当社または業務提携先に対し詐術、暴力行為または脅迫的言辭を用いるなどしたとき。
- (15) Σのクレーム裁定委員会の決定に従わないとき。
- (16) その他当社の会員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第3章 会員の権利義務

### 第20条（会員の権利）

会員は、Σが運営に関する業務を行う本サービスを利用することができます。

### 第21条（会員の義務）

会員は、本規約等および当社または業務提携先の定める規約を遵守しなければなりません。

### 第22条（会員の権利の制限）

1. Σは、会員に対し、取引条件および取引限度額等を設定することができます。
2. 会員が、次に定める事由のいずれかに該当する場合、Σは、当該会員との取引を制限することができるものとし、

- (1) 本契約に基づく当社に対する債務の支払いを怠ったとき。
  - (2) 落札車両の名義変更手続が所定の期限までに履行されないとき。
  - (3) クレームもしくは紛争の処理において、Σが本規約等に基づいて判断した調停処理・裁定の結果に従わないとき。
  - (4) 業務提携先において、債務不履行、支払遅延、クレーム、紛争、その他規約ないし諸規定に違反する行為があったとき。
  - (5) 業務提携先から規約違反または、債務不履行の情報提供があったとき。
  - (6) 盗難車、メーター改ざん車、その他違法・不当な行為に係る車両を出品したと認められたとき。
  - (7) 出品店の理由により、成約車両の引渡しを所定の期限までに行えなかったとき。
  - (8) 成約車両の譲渡書類を、所定の期限までに提出できなかったとき。
  - (9) その他、当社が不相当と認めたとき。
3. 会員が、前項の規定に該当した場合、Σは会員に対し、以下の条件を付与することができるものとします。
- (1) ペナルティー料金または保証金等を徴収すること。
  - (2) 取引限度額を減額すること。
  - (3) 入金後搬出とすること（TAA、CAAならびに提携会場に対し車両代金等の立替払いを行わず、会員から車両代金等の入金確認後にはじめて車両の搬出を許可すること）。
  - (4) 取引を禁止すること
  - (5) 本サービスへのログインを禁止すること

### 第23条（禁止行為）

会員は、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 出品・落札車両の名義人をはじめ取引に係る利害関係人に対し、Σを介することなく直接連絡する行為。但し、直接落札におけるTAA、CAAならびに提携会場への連絡はこの限りではありません。
- (2) 自社管理以外の車両を掲載すること。
- (3) 掲載車両と異なる情報・画像を掲載すること。
- (4) 自社出品の車両について出品店自ら落札もしくは競り上げる行為、他会員に依頼し競り上げる行為、それに協力する行為、または悪意に基づく作為的な競り行為。
- (5) 第三者への会員番号・ID等を開示・貸与すること、または名義貸しをすること。
- (6) 一般顧客に対し、スタート価格およびセリ結果情報、相場情報等を知らせる行為。
- (7) 本サービスの登録データを複写または転載する行為。
- (8) Σ、他の会員およびTAA、CAAならびに提携会場の会員の利益を損なう広告宣伝等を行うこと。
- (9) 本サービスの正常な運営を阻害する行為および秩序を乱す行為。
- (10) その他本規約等およびTAA、CAAならびに提携会場の規約・諸規定等に違反する行為。

### 第24条（違反に対する制裁措置）

会員が、前条に違反した場合、Σは当該会員に対し、その違反の程度に応じて取引制限（第22条第3項）または強制退会の措置を講じることができるものとします。

## 第4章 取引に伴う一般的事項

### 第25条（会費・手数料の負担）

1. 会員は、Σが別に定めるところに従い、会費を負担するほか、本サービスの利用に伴う債務をΣの定める方法に従い支払うものとします。
2. 前項の債務のうち会費、手数料等の支払方法は口座振替によるものとし、当社の指定する振替日をもって支払期限とします。ただし、口座振替を実施していない場合に関しては、Σが別途指定する支払期限とします。

### 第26条（会費・手数料の改定）

Σが、会費・手数料の改定を必要と認めた場合、随時任意に改定することができるものとし、その旨を会員に通知します。

### 第27条（消費税の表示）

本サービスでの取引において、車両代金・手数料などは消費税抜きの金額で表示し、消費税は別途表示します。

### 第28条（取引形態と運用規約）

本サービスを通じての取引形態は次の方法があり、Σは、取引ごとの運用規約を別途定めます。

#### （1）AA車両取引

TAA、CAAならびに提携会場の出品車両を、本サービスを通じて落札する場合をいい、直接落札、代行落札の二種類の取引形態があります。

- （ア）直接落札：個々の会員が、本サービスを利用して、入会済会場（個々の会員を基準として、当該会員が、別途、中古車取引に関する契約を締結して会員となっているTAA、CAAならびに提携会場）の中古車取引における出品車両を落札する場合があります。但し、入会済会場の会員であることを本サービスへ申請し登録が完了していることが必要です。

- （イ）代行落札：個々の会員が、本サービスを利用して、未入会会場（個々の会員を基準として、当該会員との間で中古車取引に関する契約関係にはないTAA、CAAならびに提携会場）の中古車取引における出品車両を落札する場合があります。

#### （2）ストックワンプライス取引

取引会員の保有する在庫車両を、本サービスに掲載し、その掲載車両を落札する場合があります。

#### （3）リパーツダイレクト取引

株式会社JARAが運営する「リパーツダイレクト」の機能を利用し、パーツを購入する場合があります。

### 第29条（所有権留保）

会員が当社に対して債務を負担した場合、債務が完済されるまでの間、その債務に関連する車両の所有権は、当社に留保されるものとし、当社は当該車両を引き上げた上、会員の承諾を要することなくこれを換価処分することができるものとし、この場合、換価処分代金から換価処分に要した費用を差し引き、その残額を債務に充当します。差損金が発生した場合は、会員に請求します。

### **第30条（債務不履行に伴う相殺）**

会員が当社に負担する債務の支払いを遅滞した場合は、当社は、当社が負担する債務と対当額において相殺することができるものとし、

### **第31条（遅延損害金）**

1. 会員が当社に対し負担する債務の支払いを怠ったときは、会員は未払債務元本に対し年利15%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとし、

## **第5章 附則**

TC-webΣ利用規約は、平成26年8月15日から施行します。